

平成 29 年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成 29 年 11 月 21 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 29 年 11 月 21 日 午前 8 時 57 分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
 1. 報告事項
 - (1) FMらら「緊急情報伝達システム」の導入について
 - (2) 地域防災計画（災害の状況による職員体制）の見直しについて
 2. 請願第 2 号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願」審査のために請願者を参考人招致することについて
 3. その他

5. 出席委員 (8名)

委 員 長	板 津 博 之	副 委 員 長	山 根 一 男
委 員	林 則 夫	委 員	可 児 慶 志
委 員	中 村 悟	委 員	川 合 敏 己
委 員	澤 野 伸	委 員	勝 野 正 規

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

総 務 部 長	前 田 伸 寿	防災安全課防災係長	原 文 政
議会事務局長	杉 山 修	議会総務課長	松 倉 良 典

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書 記	服 部 賢 介	議会事務局 書 記	山 口 紀 子
--------------	---------	--------------	---------

○委員長（板津博之君） それでは、皆さんおはようございます。

これより総務企画委員会を開会いたします。

発言される方は委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、報告事項1. FMらら「緊急情報伝達システム」の導入についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総務部長（前田伸寿君） 改めましておはようございます。よろしくお願ひいたします。

まず1点目、FMらら「緊急情報伝達システム」の導入についてということでございます。

こちらにつきましては、9月の一般質問におきまして、総務企画委員会代表者質問ということで、委員長のほうから災害時の情報発信及び災害対策本部の体制についてという御質問をいただきました。

その中で、ラジオは災害時の情報ツールとして有効であり、この地域にはコミュニティ放送のFMららがあると。災害時の情報発信としてさらなる連携強化はないか、特にシステムの導入予定はないかという御質問がございました。

この質問に対しまして、新しいシステムを導入の方向で考えておるということで、このシステム自体につきましては、美濃加茂市が先行導入を現在しております。答弁としては先行導入した美濃加茂市、それからFMららと協議して進めてまいりますという形でお答えをさせていただきました。

このシステム導入の内容が明確になってまいりまして、改めまして導入するというところで12月議会に補正予算を上程させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

では、資料番号1に基づきまして、その内容を御説明させていただきます。

まず、導入の理由でございます。こちらにつきましては、市民に対し災害時の情報発信ツールをさらに確保するというところでございます。

システムの概要でございます。情報伝達の種類としては3つのツールがあるということで、記載のとおり①、②、③という新たな3つのシステムを導入してまいります。

その1つ目、防災行政無線の割り込み放送システムということで、こちらにつきましてはFMららの番組放送中に防災行政無線を利用して告知する避難情報（避難準備・高齢者等準備開始、避難勧告、避難指示）、これとJアラートの情報を割り込ませるというものでございます。

例えて言うと、土砂災害情報が発表されたため何々地区に避難勧告を発令し、どこどこ公民館を避難所として開設しましたと。気象情報を注視し、危険だと思ふ場合は早目に避難してください。こういった情報を、職員が防災無線同様に市役所にいながらスイッチを入れてしゃべるということによって、ラジオから聞こえる放送の中にこういった情報を割り込ませるというものでございますので、中身については基本防災無線で流れるものと同様でござい

ます。こういったシステムが1つ目でございます。

2つ目が、気象情報を割り込ませる放送システムということで、気象庁が発表する警報や土砂災害警戒情報などを機械的に音声変換して、番組中に割り込み放送するというものでございます。

例えて言えば、ここに書いてございますように、可児市に大雨警報が発表されていますということですが、基本的には多分、発表されましたという形で放送が入るというふうを考えております。

こういった情報というのは、今、警報や土砂災害情報ということでお話ししましたが、特別警報、それから地震、それから記録的短時間大雨情報、こういったものが機械的に流せるというものでございます。これが2つ目でございます。

それから、3つ目、サイマルラジオ拡張システムというものでございます。

FMからのサイマルラジオアプリをインストールしている携帯端末に対して、緊急情報や生活情報をポップアップ画面で表示し、「すぐメールかに」を補完するものでございます。

登録することにより、可児市の情報のみを選択することができるということでございます。

ちょっと画面のほうで表示させていただいています。ちょっと見づらいですけど、これが一応資料に記載してある画面のような表示ができて、ここの資料にもありますように可児市緊急情報はオンになっています。次に、生活情報もオンになっています。美濃加茂市の火災情報はオフにしてあるということで、こういったものがこのシステムを導入することによって、現段階は美濃加茂市しかできません。うちも導入することによって、美濃加茂市と可児市の情報が選択できるという形になってまいりますので、受け手側で登録することによって情報選択ができるというものでございます。

現在もFMからは情報発信しておりますが、台風とか災害時に情報を載せておりますが、これは可茂管内の市町村全ての出している情報が載っておりますので、先回ですと美濃加茂市の次に可児市があって御嵩町があって、多分、富加町があったと思いますけれども、そういった情報が全部出てくるという形ですが、このシステムを導入することによって可児市のみ選択できるということでございます。

以上、3つのシステムを新たに情報伝達手段として導入いたします。導入時期につきましては、平成30年度4月から運用を開始したいということでございます。

費用につきましては、システム構築費として862万2,000円、それから美濃加茂市への負担金として207万8,000円、合計で1,070万円でございます。

この美濃加茂市の負担金につきましては、先行導入した美濃加茂市のシステムのうちで、可児市と共有できる部分、気象用の相互利用機器など約415万円程度でございますが、このうちの2分の1を協定することによって可児市が使用するというので、折半ということで2分の1を負担すると、こういうものでございます。

合わせて合計1,070万円を12月に補正予算として上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、次年度以降、年間の保守運営費用として116万5,000円を新年度予算から計上させていただきますので、よろしくお願いたします。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（勝野正規君） 美濃加茂市負担分2分の1というのは、このシステム①、②、③全て、ちょっとシステムが分からないんですけども、その部分が入っているということ、美濃加茂市が先行導入されて。

○総務部長（前田伸寿君） 基本的に同様なシステムでございますけれども、FMららに1つのサーバーというか、システムを置かれます。基本的にそのシステムは美濃加茂市仕様になっていまして、可児市が使おうとすると、共有できる部分以外は全て新しく可児市が設置する必要があります。美濃加茂市の負担の共有できる部分については、先ほどちょっと粗い説明をさせていただきましたが、緊急情報伝達システムの相互利用機器ということで、割り込み装置、それから回転灯、無停電電源装置、放送用端末、ラインミキサー、モニタースピーカー、モニター切りかえ器、緊急停止スイッチ、液晶モニター、これが共有できる部分でございます。これが総額で400万円、先ほど説明した400万円かかるということで、これを共有するというので2分の1を負担するというのでございまして、基本的に美濃加茂市におかれましても、一応3つのシステムを導入されるということでございますので。

○委員長（板津博之君） 勝野委員、ほかよろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

○委員（林 則夫君） 部長、将来的にというのかな、2市8カ町村か、今。これだけ網羅するには、エリアを広げるには何か支障がありますか。

○総務部長（前田伸寿君） これはあくまでもラジオ放送でございますので、ラジオという端末を使って聞くという形になりますが、やっぱり受ける側の電波の受信状況によって、現段階ですと可児市はほとんど全域がFMららは聞けます。美濃加茂市についても、南部の市街地のほうが入りはいいそうですけれども、北部のほうはやっぱりラジオ放送そのものをラジオ端末で聞こうとすると、なかなかやっぱり難聴ということでございます。御嵩町のほうにつきましても、多分御嵩町の中、御嵩町の御嵩あたりは入りますけれども、奥に行くとやっぱり入りづらいということがありますので、可茂管内、八百津、七宗、白川、東白川というところは、現段階では多分ラジオそのものが受信して聞けるということは難しいかなあというふうには思っていますので、こちらについては、またFMららのほうが整備していくという形になろうかと思えます。

○委員（林 則夫君） 難聴地域に対しては、また別メニューで何か考えてやるようにしてください。以上です。

○委員長（板津博之君） 私のほうから1点、アプリのサイマル放送はどこでも聞けるということによかったですね。

○防災安全課防災係長（原文政君） サイマル放送に関しては、どこでも聞けると、電波に関係なく聞けるよという形になります。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（可児慶志君） 今まで質問されたことに関連しますけれども、このシステム導入が美濃加茂市が先行して可児市が後手をとったということは、非常に恥ずかしい話やと一つは思います。

なぜそうなったかということと、今後このようなことが発生しないように広域連携を十分に配慮して、今、林委員がおっしゃったように対応できるようなエリアに対しては、同時進行できるように対応してもらいたいと思いますけれども、このFMららに限ったことじゃなくて、全てのことにこれは言えることだと思うんですけれども、今までの経緯がなぜそうなったのかということと、今後の対応の心構えについてお聞かせください。

○総務部長（前田伸寿君） 今回、美濃加茂市が先行してという形になりました。基本的に災害ツールというのは多ければ多いほどいいという認識でありますので、今後、災害時に発信できる情報手段として使用可能という形であれば、積極的に導入をしていきたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

もう一つは、導入の背景でございますが、可児市については防災無線、それからFMらら、一部難聴地域があるようではございますけれども、基本的にどの地域でもラジオが聞けて防災無線も入るとということと、逆に美濃加茂市につきましては、防災無線も難聴地域がある、それからラジオについても難聴地域があるということで、今回のシステム導入については、美濃加茂市についてはラジオ放送そのものを電波に乗せてということではなくて、このシステム導入によって防災無線にかわるシステムという形で考えておみえで、難聴地域にはケーブルテレビを有線で引っ張って、それでラジオを聞くという形を考えてみえるそうですので、防災無線そのものを使ってということがやっぱり厳しいという状況の中で、切迫した状況の中でこういうのを先行してやられたということはお聞きしておりますが、可児市についても検討の段階の中で先行されたというところがございまして、今後は、言いわけになりますが、こういうことがないような形で積極的にというふうな考え方をしておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（勝野正規君） 補正して議決されて、4月から開始されるわけではございますけれども、当然、広報とかチラシをつくって、市民への周知についてどのような形を計画されておられますか。

○総務部長（前田伸寿君） 御指摘のとおり、これは入れるだけでは意味がありません。より市民の方にラジオを聞いてもらわなければ何の意味もございませんので、これにつきましても広報手段、今具体的にまだ決まっておりますが、当然広報、いろんな手段を使ってPRして、より多くの市民にFMららを聞いていただけるということを考えていきたいと思っております。

○委員（勝野正規君） ありがとうございます。これは市民に非常に役立つことなんでありが

たい話で、代表質問したかいもあったかなということなんですけれども、今、議会報告会をやって市が進めようとしている事業について、担当課はいろいろ説明して云々という、積極的に取り組んで、広報にもこれから出てくるんですけれども、なかなか我々議会報告会もそうなんですけれども、情報発信しても市民の方がなかなか受け取れないんで、その辺を十分承知の上、進めていただければありがたいかなと思っております。

○総務部長（前田伸寿君） こちらにつきましても、さきの代表質問の中で答弁をさせていただいております。やっぱりなかなか情報が伝わりにくいということで、特にレッドゾーンからイエローゾーンという地域の方々に、やっぱりどうしてもそういった風水害については危険な地域の方に特に情報を伝える必要があるということでございます。

これにつきましても、こういった情報の手段を使って、こういった情報を伝達したらいいかということで、これも早目に検討してやっていきたいということで、答弁をさせていただきました。

これにつきましても、今防災安全課のほうでいろいろ研究をさせていただいております。先ほどの避難情報の種類、それから情報伝達の受け方、こちら辺につきましても今一生懸命取りまとめて検討しておりますので、こういったことも含めて、特にラジオの必要性も含めてPRしていきたいというふうに考えております。

○副委員長（山根一男君） PRについてももう少しお聞かせいただきたいんですけれども、私の経験では桜ヶ丘地区のほうへ行くと聞くにたえないくらいの放送なんです。要するにサイマルラジオについてはスマホなら全てアプリを入れられるんでしょうか。その辺の告知も含めてやるのかどうか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○総務部長（前田伸寿君） 今御指摘のとおり可児市一部、やっぱり桜ヶ丘地区のほうで一部難聴地域があるということはFMからのほうからもお聞きしております。

サイマルラジオにつきましては、電波状況は関係ございませんので、当然登録していただければ、そのアプリからラジオが聞けるというものでございますので、当然ながらPRしていく中では、このことも含めて十分にPRしていきたいというふうに考えております。

○委員長（板津博之君） この件についてほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続いて、報告事項2. 地域防災計画（災害の状況による職員体制）の見直しについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総務部長（前田伸寿君） それでは、2つ目の地域防災計画（災害の状況による職員体制）の見直しについて御説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、さきの代表質問の中で、災害情報がタイムリーに更新されなかった、改善策はと、地域防災計画ではどのように規定されているのかという質問に対しまして、確かに情報発信についてはおくれたということで、初動体制を見直ししたと。また、地域防

災計画の見直しについても取りかかっているという形で答弁をさせていただきました。

その後、防災計画を見直しさせていただきました。こちらにつきましては、今の職員体制、本部体制でございます。こちらについて見直しをしたということと、つくってから協定等を幾つか締結しております。それから、役所の組織体制についても、毎年人事異動規模の大・小ございますが、機構改革を行って組織体制を見直しております。そういったことも含めて新たなシステム、それからSNSなどの普及もございましたので、そういった点も含めて時点修正をしてる見直しをいたしました。

きょうは答弁でもお答えしたように、職員体制の見直しにつきまして資料を用意させていただきましたので、お願いをいたします。

まず、資料の1つ目でございます。1枚目が風水害、その他災害ということで、2枚目が地震時ということで、職員体制を分けて整理をさせていただきました。従前の防災計画につきましては、職員体制はページ1枚で一つの枠の中で風水害、地震、その他ということで規定をしておりました。それによって、やっぱり職員自身もなかなかどういうときにどういう体制で参集するのかということがわかりづらいということもございました。それから、風水害と地震とでは状況が違うということで、きちんと分けて明記するということが今回分けさせていただいております。朱書きの部分が従前の防災計画を修正した部分でございます。

まず、準備体制でございます。いずれの準備体制におきましても、従前は防災安全課、それから土木課の職員が初動時に参集するということが明記されておりました。これについて8月18日、19日の豪雨災害のときに、やっぱりここから警戒体制に移る前に、非常体制、災害対策本部体制に移ったということで、どうしてもその職員の参集に時間を要したということもございます。

その反省を踏まえて、この準備体制の段階から特に風水害においては、警報発令後の気象レーダーを注視して、災害発生の危険度が高まる前段階で関係課、防災安全課と建設部に参集を指示するということが見直しをしております。

8月18日、19日の豪雨災害以降にも、台風が2回、直撃に近い形ございまして、警戒体制本部を立ち上げておりますが、その時点でも早目早目ということで、準備体制の中で警戒体制に移り変わっていくということも実践で実績を上げてきたということもございます。

それから、地震時につきましても震度3、震度4では従前は防災安全課、それから土木課の職員のみでございました。これにつきましても土木課の部分は建設部ということで見直しをして、地震の場合の震度3、4であっても被害状況等、建物の倒壊等が発生した場合、こういった被害状況によっては早い段階から警戒本部に移行するということが、準備体制の段階で関係課の参集を指示する体制ということで見直しをしております。

それから、全職員がどうかということについては、従前の体制では風水害時においても災害対策本部を立ち上げたときに全職員、地震時は震度5強以上では全職員という形になっておりますが、風水害でも災害対策本部を立ち上げたときには全職員という形で明記しております。これにつきましても、実績を踏まえて、警戒体制プラス特に必要な職員について参集

するという形で見直しをしました。これも今年度の豪雨、それから台風時の関係で、やっぱり実績を踏まえて必要な職員を参集するということで見直しをしております。

先ほども御説明しましたが、この職員体制以外につきましても協定締結、それから時点的な修正という形で見直しをしておりますので、よろしく願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（板津博之君） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○委員（川合敏己君） 御説明ありがとうございました。細かい対応に配慮した内容になってきていると思います。

1つお伺いしたいんですが、今って結構ゲリラ豪雨みたいな形で突然降ってくる雨がございます。前回の豪雨災害のときも、夕方ぐらいまではそんなふうな気配がなくて、金曜日の夜でしたかね。あのときにお酒飲んで、一杯飲んで、みんな酔っぱらったところに実は集中豪雨がどおっと降ってきたというところがありまして、結構そういう知らないうちにすごいことになっていたというケースがあると思います。

僕が今聞きたいのは、例えば深夜、寝静まったところにこういうような形でごおっと降ってきたときに、知らない人はそのままずっと寝っ放しだと思いますけれども、そこら辺についてはどういう対応をされるのか。例えば誰かが電話をかけてというような招集をかけるような体制になっているのかどうか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○総務部長（前田伸寿君） まずは基本的に防災安全課の職員につきましては、メールで警報前に既にメールが入ってくると。特に河川ですと10分間で10ミリの雨量があるとメールが入ってきますので、私もこれを入れていますが、市内の何カ所かの雨量の情報が事細かく入ってきますので、そういう状況になったら多分メールが頻繁になって寝ておれないという状況です。

基本的に管理職にもそういった情報伝達のメールが入るという形になっておりますので、情報としては知り得るという形でございますし、参集につきましては全てメールで出しますので、寝ておればわからない部分もあるかもしれませんが、情報伝達としては発信するという形でございますので、メールを送って参集しなければ後でまた電話をするということもあるというふうには考えております。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。メール自体がきつと向こうが開いたかどうかわかるような形でやっぺらっしやるんだらうとは思いますが、補完として電話をかけて招集をかけるということも伺いましたので、結構です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（可児慶志君） 個人の事情によって市役所まで遠い職員もかなりおると思うんですけど、時間差はかなり招集をかけても集まるまでに時間差が生じると思うんですけど、その辺の対応というのは具体的にはどのようにしているのか、役所まで来るのに5分で来られる人もいるだろうし、1時間以上かかる人もいるだろうし、そういう配置の配分とかというのは

何か考えているんですか、職員配置の中で。

○総務部長（前田伸寿君） 基本的なことでは決まりはないですけど、防災安全課の職員は全て市内の職員という形で配置がされておりますので、こちらについてはすぐ参集ができるだろうということは思っております。

あとは警戒本部、それから対策本部にしても部長からそれぞれに指示を出しますので、その所属長がより役所に近い職員を参集させるという指示系統になっておるということでございます。

○委員（可児慶志君） 相当人数が要するような場合に、例えば1時間も来るのにかかるという人に対しては、何か特別な配慮はされていますか。例えば早目にその人たちに連絡をして、遅滞なくたくさんの職員が集まるような対応というのはあるんですか。

○総務部長（前田伸寿君） 基本的に今の防災計画の改正がそれにかわるものかなというふうに思っております。

基本的に警報が出た場合は、防災安全課はこれの見直しによって建設部の職員は出てくるという形になっていきますので、これは自発的な話でございます。

それから、警戒本部から非常体制に変わる、対策本部に変わるときは、これは連絡指示によって参集しますので、警戒本部から対策本部に変わる段階は気象情報、それから被害情報、これを見ながらという形になりますので、この段階が一番早い参集指示という形になるかと思っておりますので、それ以前に1時間かかる職員に対して参集を指示するということはないというふうには考えていますけど。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

○副委員長（山根一男君） 質問ですけど、地震のときの全職員が参集するということは、避難所にも行くという形に、全部が本庁に来るわけではないですよね。どのような形か、ちょっとマニュアルをしっかりと見ていなくて申しわけないですけど。

○総務部長（前田伸寿君） 地震については、震度5強以上になると、数字はちょっとあれですけど、43カ所でトータル百二十何人が避難所参集に指定してあります。これはあらかじめ指定してありますので、震度5強以上になった段階で全て公民館以外で高校とか、それから福祉施設とかいろいろありますけど、全ての避難所へ職員が出るという形になっていきますので、それ以外の職員が役所のほうに参集するということと、それから出先機関もございまして、出先機関の職員については一部そちらの自分の勤め先のほうの出先へ行くという形になっていきます。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

そうしたら、済みません、私から1点だけ。風水害の場合は、場所によっては登庁する際に2次災害というか、職員自身が被災する危険性も出てくるかと思っております。そういった場合の対策というか、どのようになっているのかというのはわかりますでしょうか。

いわゆる車で登庁する場合はほとんどだと思っておりますけど、幹線道路とか来られない状況

も発生することは考えられますよね。そういった場合のことも考慮されているかどうかといったところです。

○総務部長（前田伸寿君） 職員自身が被災を負うということもやっぱり基本的にはあり得るというふうには考えております。

当然ながら自身の自宅が被災する場合については、十分そちらを対応していただくということが必要でしょうし、それから本庁へ出向く際にどこかが水没して通行できないというようなことも考えられますので、そういった場合は当然ながら迂回をしていただいて、その情報そのものを役所へ参集する段階で本部のほうに連絡をいただくという形も必要になってこようかというふうには考えておりますけれども、そういったことも含めて参集の状況等については職員に十分周知をしていきたいというふうに考えています。

○委員長（板津博之君） それでは、ほかにこの件について質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

ここで暫時休憩とします。

執行部の皆さんは御退席ください。ありがとうございました。お疲れさまでした。

休憩 午前9時34分

再開 午前9時35分

○委員長（板津博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、請願第2号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願」 審査のために請願者を参考人招致することについてを議題といたします。

可児市議会基本条例第6条第4項におきまして、議会は請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては必要に応じて当該請願及び陳情した者の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならないと定められております。

請願第2号が提出されており、本日は請願者の意見を聞くかどうかを決定したいと思えます。

これにつきまして、御意見のある方はありませんか。

○副委員長（山根一男君） やはり議会基本条例にのっとって、まずは意見を聞くということが必要だと思います。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

○委員（川合敏己君） 必要に応じてというふうになっておりますので、請願を出された方がぜひともということであれば、それは否めないと思います。

○委員長（板津博之君） 一応今回、紹介議員が伊藤健二議員、富田牧子議員となっておりますが、確認をしたところ請願者の方は参考人招致に積極的というふうには伺ってはおります。ほかに御意見ございませんか。

○委員（澤野 伸君） 先方も御希望ということもありますし、副委員長がおっしゃったよう

に基本条例にのっとしてということ、広く市民の皆さんの御意見を聞くという聴取の場ということでもありますので、今回引き受けをされたらいかがかなというふうに思います。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

○委員（可児慶志君） 参考人招致を要請した場合には、被爆者の会と新日本婦人の会、両方から来ていますが、両者の説明になるのか、これによって内容の若干ニュアンスというのは変わるような気がするんですが、その辺は確認はできていますか。

○委員長（板津博之君） 現状どちらに来ていただくかも含めて、基本的にはここでその必要性をきょう採決させてもらって、参考人を呼ぶということになれば、そのときに先方にその意思を伝えますので、まだどちらに来ていただくかというところは決まっておられません。

○委員（可児慶志君） これを今お伺いしたのは、この文案、この請願内容と、それから意見書案も書いてありますが、この両方ともに北朝鮮の脅威に対する文面が全然ないんですよ。それはなぜなのかということというのが、結局出されたメーンのところがどっちなのかなということで、ちょっとそんなところにあるのかなというふうに思ったんです。それを尋ねてもし来ていただいたときに、わかりませんというような答弁であったら、来ていただいても、今一番脅威は北朝鮮の問題だと思うんですよ。そのことがきちんと答えていただけるということであるならば、それは必要性があるのかなと私は思ったりするんですね。その辺を十分確認していただきたいなというふうに思います。

○委員長（板津博之君） その件を含めまして、参考人を招致してお聞きするというのも、私のほうからもしこの場で参考人招致ということになれば要請をしたいというふうに思っております。

ほかに御意見ないようでしたら採決のほうに移りたいと思いますが、いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、これより請願第2号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出を求める請願」審査のために請願者を参考人招致することについて、挙手により採決をいたします。

参考人を招致することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございます。

挙手全員であります。よって参考人を招致することに決定いたしました。

それでは、可児市議会委員会条例第28条に基づき、議長を経て参考人へ通知を行い、12月11日に本委員会の参考人として意見を聞くこととします。

それでは、これにて総務企画委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前9時41分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 11 月 21 日

可児市総務企画委員会委員長